

令和7年8月号

SANWA LINER

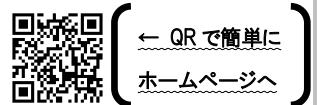
URL <http://www.tkcnf.com/sanwa-kaikei/pc/>
 [※ ホームページも情報満載です。
 是非、ご覧下さい!!!]

税理士法人

三和会計事務所

山形市浜崎76番地7

TEL:(023)624-3466 FAX:(023)624-3472

E-mail : sanwa-kaikei@tkcnf.or.jp

賃上げ促進税制～中小企業向け～

令和7年3月期決算より、中小企業の賃上げ促進税制による税額未控除額の5年間の繰越が可能になりました。繰越控除措置により、たまたま当期が赤字で税額控除の恩恵を受けられない場合でも、将来的にその恩恵を受けられる可能性が残るようになります。

そこで今回は、改めて中小企業の賃上げ促進税制について取り上げます。

《税額控除率の算出方法》

全雇用者の 給与等支給額(前年度比)	税額控除率*
+ 1. 5%	15%
+ 2. 5%	30%

+

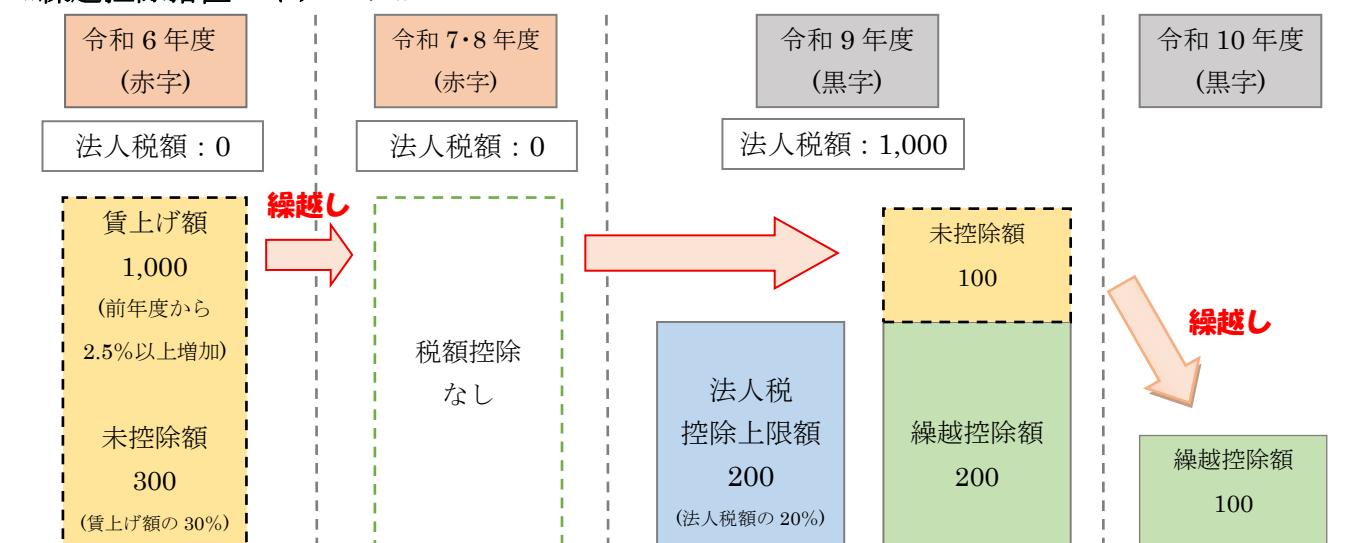
教育訓練費
前年度比+5%
⇒税額控除率を
10%上乗せ

+

くるみん以上
or
えるばし二段階目以上
⇒税額控除率を**5%上乗せ**

*税額控除額の計算は、給与等支給額増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

《繰越控除措置のイメージ》



	日	月	火	水	木	金	土
8 ・ 9 月						1	②
	③	4	5	6	7	8	⑨
	⑩	⑪	12	⑬	⑭	⑮	⑯
	⑰	18	19	20	21	22	㉓
	㉔	25	26	27	28	29	㉚
	㉜	1	2	3	4	5	㉖
	㉗	8	9	10	11	12	㉙

8月の税務カレンダー

8月の主な税務

- 8/12(火) - 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 9/1(月) - 6月決算法人の確定申告と納税
- 12月決算法人の中間申告と納税
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人の3月ごとの中間申告と納税[消費税及び地方消費税]

